

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

2025年度大学院奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

2024年12月18日

登録番号	1099901-6-0001		
氏名	学校用 見本 (ガッコウヨウ ミホ)	様	

* 10999001 C00001

交付書類コード=【C】

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

進学するまでに行わなければならない手続きや確認事項を記載していますので裏面もよく読んでください。また、進学後は進学先の大学院の指示に従って速やかに手続きを行ってください（手続きを行わない場合は、採用されません）。

1. 選考結果

選考結果 (※3)	ア～ウのうち、「○」が記載されているものを1つだけ選択できます		
	ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学金又は 授業料後払い制度(※2)	ウ：第二種奨学金
—	—	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 授業料後払い制度を利用できるのは、修士課程相当に限ります。

※3 「—」は不採用又は申込時に希望して

必要と印字されている場合、裏面1に必ずチェックしてください

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		第一種奨学金又は 授業料後払い制度 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件		いずれか一方の利用可		
申込時の 選択内容 (注1)		第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
種類		第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
貸与額(注2)		月額：88,000円	月額：80,000円	一時金：500,000円
返還方式(注1)		所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
保証制度(注1)		機関保証	機関保証	機関保証
利率の算定方法		—	利率見直し方式	利率見直し方式
進学予定先の大学院・課程 (注3)		イクシス大学 修士・博士前期課程		

注1 上表の「申込時の選択内容」欄

後払い制度を選択している場合、

ない等の制限が発生します（詳細は「採用候補者の皆さんへ」にてご確認ください）。

注2 奨学金申請時に授業料後払い制度を希望している場合、貸与額欄に表示されるのは、生活費奨学金の月額です。授業料支援金の対象授業料については、学校が別途設定します。

注3 決定通知に記載のある大学院・課程に2025年度に入学した場合に限り有効です。決定通知に記載のある大学院への入学を取りやめた場合は進学届を提出できません。

人的保証と印字されている場合、裏面2に必ずチェックしてください

記入例

本人 記入欄	本人 現住所	4月時点での住所を記入してください			TEL 000-0000-0000
	研究科	研究	専攻	専攻	携帯 000-0000-0000
				学籍番号	25***** (8桁の学生番号)

進学後の住所を記入してください。

裏面もよく読んでください。また、裏面のチェック欄について該当者は必ず準備し、チェックしてください。

ミシン線を切り、開封して内容を確認してください。

本通知を進学先の大学院に提出するまでに行った手続きや確認した内容（下記「**奨学生として採用されるまでの手続きと注意事項**」の1）」に基づき、該当箇所に を付けてください。

1. 「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」の下に「（「国の教育ローン」の申込必要）」と記載されている人のみ

日本政策金融公庫に「国の教育ローン」を申し込みましたが、融資を受けられなかったため、次の2点を添付して、「入学時特別増額貸与奨学金」の申込書に記入してください。

- ① 入学時特別増額貸与奨学金に
- ② 融資できないことが記載され

（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも必要です）

入学時特別増額貸与奨学金を辞退します。については、インターネットによる進学届提出時に、併せて辞退の手続きを行います（「国の教育ローン」の融資が受けられた人又は申し込みなかった人、入学時特別増額貸与奨学金（有利子）の貸与が必要なくなった人）。

2. 保証制度で「人的保証」を選択した人のみ

連帯保証人及び保証人を選んだ人
 「進学

**1. 希望するか辞退かのいずれかに✓します。
利用するに✓した場合、本用紙とともに、 と のいずれも提出する必要があります。**
**2. いずれかに✓します。
連帯保証人（原則、父母および保証人（原則、おじ・おば・兄弟姉妹 等）が、
「選任条件にあっていないか確認し、必ず該当する方の承認を得てください。**

奨学生として採用されるまでの手続きと注意事項

採用候補者決定通知（以下、「決定通知」という。）は【進学先提出用】と【本人保管用】があります。確認してください。

1. 採用候補者決定から大学院へ入学するまでの間の手続きと注意

(1) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）（「国の教育ローン」の申込必要）」と記載されている人

進学する前に、原則として本人又は父母どちらかが日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）へ「国の教育ローン」を申し込み、融資の可否を必ず確認してください。公庫の審査の結果、融資を受けられず、進学先に必要書類を提出した場合に、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。したがって、公庫から融資を受けられた人、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた人、又は公庫が定める要件を満たさない人、必要書類を提出しなかった人は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。

（注1）労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）を受ける際も、上記チェック欄に記載されている提出書類を労働金庫へ提出することが必要です。

（注2）決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）（「国の教育ローン」の申込不要）」と記載されている人は、公庫への手続きが免除される人です。入学後、進学届の手続きをすることにより、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。

(2) 保証制度で「人的保証」を選択した人

進学するまでに連帯保証人及び保証人を依頼する予定の人に奨学金の返還について引き受けることの承諾を得てください。

採用時の手続きにおいて、連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）した「返還誓約書」と、収入に関する証明書類（連帯保証人）、印鑑登録証明書（連帯保証人・保証人）等の提出が必要となることについても事前に十分説明してください。詳細は一緒に配付された「2025年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ」（以下、「採用候補者の皆さんへ」という。）を参照してください。進学までに承諾を得られない場合や必要な証明書類等の提出ができない場合は人的保証を選択することができませんので、機関保証（保証機関に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度）へ変更する必要があります。

2. 本採用の手続きと注意

(1) 大学院に入学したら速やかに「決定通知【進学先提出用】」等必要書類を提出し、大学院の指示する方法により、定められた期限までに進学届を提出する必要があります。「決定通知【進学先提出用】」を進学先の大学院に提出することで、学校別識別番号（ユーザIDとパスワード）が交付されます。「採用候補者の皆さんへ」をよく読み、「進学届入力下書き用紙」を記入したうえで、【本人保管用】の表面の「進学届提出用パスワード」を進学届に入力して提出してください。万一決定通知を紛失した場合は、奨学金の初回振込みが大幅に遅れますので、ご注意ください。

(2) 日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が進学届を受理し採用を認めた後、進学先の大学院を通してあなたに「返還誓約書」を配付し、提出を求めます。必ず定められた期限までに「返還誓約書」を提出してください。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、不採用、又は採用を取り消します。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は貸与の継続はできません。

① 決定通知に記載のある大学院・課程に2025年度に進学しなかったとき。

② 大学院で定めた期限までに上記（1）及び（2）の手続きを行わなかったとき。

③ 申込資格又は申込基準に該当しないことが判明したとき（特に外国籍の人は在留資格によって貸与を受けることができない場合がありますのでご注意ください）。

④ 進学届を提出するまでの間に、奨学生の採用候補者としてふさわしくないと認められる行為があったとき。

⑤ 過去に貸与を受けた奨学金について、代位弁済済みのとき。

(4) 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金（第一種（授業料後払い制度を含む）または第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や、採用されない場合があります。なお、過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出の場合及び奨学金の返還を延滞している場合は、速やかに必要な手続きを行うことが必要です。必要な手続きを行わない場合は不採用、又は採用を取り消します。

(5) 採用候補者を辞退する場合は手続きを行う必要はありません。手続きを行わないことにより採用候補者の権利を自動的に失います。